

第10回湧別川ほか 減災対策協議会
第10回渚滑川ほか 減災対策協議会

令和6年 7月 17日

これまでの経緯

平成27年9月の関東・東北豪雨では、利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失により大きな被害が発生。



社会全体で大規模な氾濫の発生に備える
「水防災意識社会 再構築ビジョン」に取り組む

水防災意識社会 再構築ビジョン

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村（109水系、730市町村）において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

<ソフト対策> ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

<ハード対策> ・「洪水を安全に流すためのハード対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。



国、北海道、市町等からなる
「減災対策協議会」を設置



オホーツク圏では国直轄の
網走川・常呂川・湧別川・渚滑川
流域で設置



第1回減災対策協議会開催
(平成28年4月)
おおむね5年で実施する取組を検討



平成28年8月には東北・北海道を襲った連続台風においても甚大な被害が発生したことから、協議会の取組をさらに加速させるため「大規模氾濫減災対策協議会」制度の創設をはじめとする水防法等の一部が改正され、おおむね5年で実施する取組の検討が将来にわたって検討し続けることになった。また、国だけではなく都道府県管理の全ての対象河川において、取組をとりまとめることになった。

- 大規模氾濫減災協議会の創設
- 市町村による水害リスク情報の周知制度の創設
- 要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化
- 国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上
- 民間を活用した水防活動の円滑化
- 浸水拡大を抑制する施設等の保全

「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」の実現

減災のための目標（湧別川ほか）

湧別川を中心とした中小河川を含む水害リスクに対して以下の「**目標**」及び「**目標達成に向けた3本柱**」とした。

■ 5年間で達成すべき目標

湧別川のほか中小河川も含む地域で発生しうる大規模水害に対し、「**高速な洪水流から地域を守る**」「**迅速・確実な避難**」を目指す。

■ 目標達成に向けた3本柱の取組

洪水氾濫を未然に防ぐ対策や、堤防決壊までの時間を少しでも引き延ばすための堤防天端保護などの危機管理型ハード対策等に加え、避難行動や水防活動などのソフト対策にも重点を置いている。

流域の関係機関が取組方針

避難行動のための取組

高速流や広範囲の浸水から人的被害を防ぐための
迅速かつ確実な避難行動

水防活動のための取組

河岸侵食や氾濫水の流下・拡散を最小限にする
ための**迅速かつ確実な水防活動**

排水活動のための取組

救助活動、道路途絶や社会経済活動の早期復旧
のための**迅速かつ確実な水防活動**

渚滑川を中心とした中小河川を含む水害リスクに対して以下の「**目標**」及び「**目標達成に向けた3本柱**」とした。

■ 5年間で達成すべき目標

渚滑川のほか中小河川も含む地域で発生しうる大規模水害に対し、「**高速な洪水流から地域を守る**」「**迅速・確実な避難**」を目指す。

■ 目標達成に向けた3本柱の取組

洪水氾濫を未然に防ぐ対策や、堤防決壊までの時間を少しでも引き延ばすための堤防天端保護などの危機管理型ハード対策等に加え、避難行動や水防活動などのソフト対策にも重点を置いている。

流域の関係機関が取組方針

避難行動のための取組

高速流や広範囲の浸水から人的被害を防ぐための
迅速かつ確実な避難行動

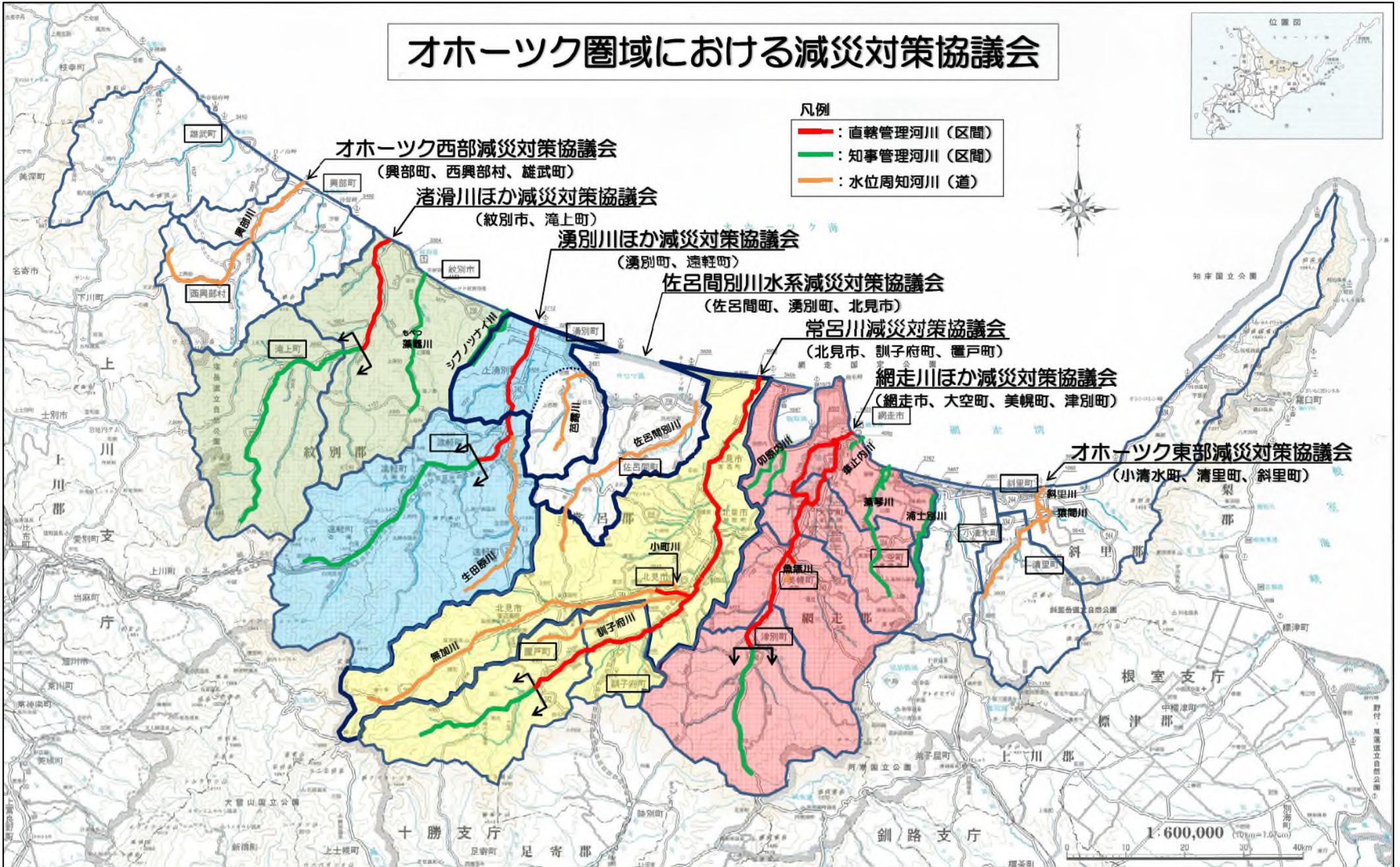
水防活動のための取組

河岸侵食や氾濫水の流下・拡散を最小限にする
ための**迅速かつ確実な水防活動**

排水活動のための取組

救助活動や物流活動の早期復旧のための
迅速かつ確実な水防活動

オホーツク圏域における「7つの減災協議会」



幹事会報告

第12回湧別川ほか減災対策協議会幹事会 第13回渚滑川ほか減災対策協議会幹事会

(令和6年2月7日合同開催)

- 令和5年度の取組フォローアップ
 - ・「関係機関からの取組内容報告」
- 令和6年度以降に取り組むべき事項
 - ・「R6年度以降の取組項目の確認」



湧別川ほか、渚滑川ほか減災対策協議会幹事会 (R6.2.7)

取組状況のフォローアップ

■迅速かつ確実な避難行動のための取組



洪水による堤防決壊時の緊急対策
シミュレーション検討会を実施
(網走開発建設部)



災害用ドローン操縦訓練・積み土のう訓練
(北海道警察 北見方面本部、網走・北見・美幌・遠軽・紋別警察署)



気象台と連携した教養セミナーの開催



重要水防箇所の共同点検を実施
(網走開発建設部)



各種訓練の場を活用した
渡河ボートの操作訓練



災害に対する即動態勢を保持

(陸上自衛隊 第6即応機動連隊・第25普通科連隊)

■ 迅速かつ確実な避難行動のための取組



網走小学校1日防災学校(網走市)



自主防災訓練の実施(美幌町)



防災総合訓練の実施(北見市)



認定こども園避難訓練(訓子府町)



秋田地区防災訓練(置戸町)



避難情報等伝達機器の整備
IP無線機の拡充
(津別町)

フォローアップ (R5年度) 主な取組状況

■ 迅速かつ確実な避難行動のための取組



1日防災学校(紋別市)



防災マップ更新(大空町)



1日防災学校の様子(滝上小学校)
(滝上町)



非常災害時における情報伝達手段の多重化
(湧別町)



遠軽町芸術文化交流プラザを新たな防災拠点として
使用要領の検討開始(遠軽町)

フォローアップ (R5年度) 主な取組状況

■迅速かつ確実な水防活動のための取組

- ・水害リスク情報の周知や自助防災意識の啓発(網走地方気象台)



気象防災ワークショップ



警察官を対象とした教養セミナー



常呂中 1日防災学校

- ・危機管理型ハード対策(オホーツク総合振興局)



河道掘削の実施(女満別川)



着手前



完了後

河道掘削の実施(鴻輝川)

フォローアップ (R5年度) 主な取組状況

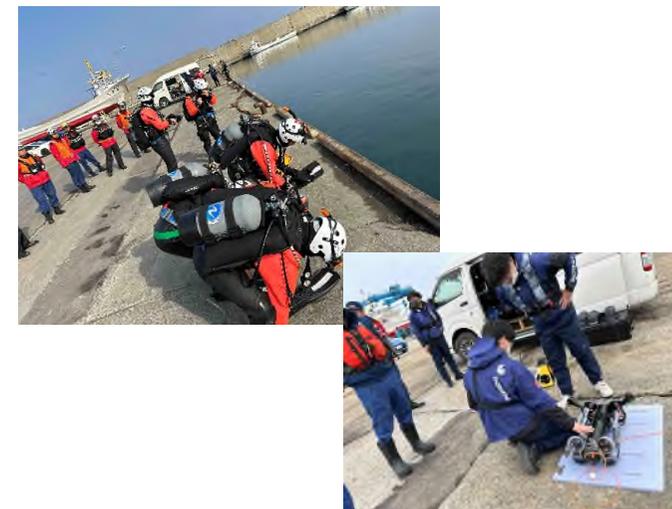
■ 迅速かつ確実な水防活動のための取組



職員及び消防団が水防活動にかかる訓練を実施



消防団幹部を中心とした募集活動



民間業者との協定による連携強化として、水中ドローンを活用した水難救助訓練

(網走・北見・遠軽・紋別地区消防組合消防本部、美幌・津別広域事務組合)

■ 効率的・効果的な排水活動のための取組

・防災活動のためのハード整備及び有効活用の取組(網走開発建設部)



災害対策車操作訓練



ポンプ車排水訓練



排水状況



照明車操作訓練

情報提供

① 台風第13号による被害と国土交通省の対応

災	害	情	報
令	和	5	年
10	月	23	日
14:00	現在		
国	土	交	通
省			

令和5年台風第13号による被害状況等について（第9報）

※ これは速報であり、数値等は今後変わることもあります。

1 気象状況 気象庁発表

- 台風第13号は、5日から7日にかけて日本の南を北上して、8日には東海道沖へ進んで熱帯低気圧に変わった。
- 南から暖かく湿った空気が台風の東側に流入し、台風を中心から離れた場所で雨雲が発達して、関東甲信地方や東北地方の太平洋側では、8日から9日にかけて大雨となった。東京都（伊豆諸島）、千葉県、茨城県及び福島県では、8日に線状降水帯が発生し、1時間に80ミリ以上の猛烈な雨が降った所があった。これらの地域では、観測史上1位の1時間降水量を観測した地点があったほか、7日から9日にかけての総降水量が、400ミリを超えた地点や平年の9月の月降水量を超えた地点があった。
- 東京都（伊豆諸島）や静岡県では、8日は非常に強い風が吹き、これらの地域では、30メートルを超える最大瞬間風速を観測した所があった。

2 体制等

- 注意体制：気象庁

3 一般被害情報（消防庁 HP 9/15 17:00 時点）

- 人的被害
 - ・死者 3人（福島1、茨城2）
- 住家被害
 - ・全壊1棟（福島1）
 - ・床上浸水 2,333棟（福島1,184、茨城510、千葉639）
 - ・床下浸水 1,496棟（福島243、茨城592、千葉661）

4 被害情報等

(1)河川（10/23 11:00 時点）

- ・3県（福島県、茨城県、千葉県）で、県が管理する 26水系 40河川で氾濫が発生（浸水解消）。このうち、福島県管理の小高川水系前川では、堤防が決壊し、農地が浸水（応急復旧完了）。
- ・その他の河川の被害については内水被害を含めて調査中。

(2)ダム

- 洪水調節（事前放流を含む）を実施 46ダム
- 46ダムのうち、事前放流の基準に達したダム 36ダム
 - ・事前放流を実施7ダム（うち、利水ダム7）
 - ・すでに事前放流の容量を確保 29ダム（うち、利水ダム 22）

(3)砂防

○土砂災害（10/23 13:00 時点）

- ・279件（福島県42、茨城県2、千葉県235）
 - 人的被害 負傷者2名（千葉県（市原市2））
 - 人家被害 全壊2戸（福島県1、千葉県1）
 - 半壊2戸（福島県1、千葉県1）
 - 一部損壊 30戸（福島県7、千葉県23）

○土砂災害警戒情報

- 4都県80市町村に発表（福島県、茨城県、千葉県、東京都）
- ※全て解除済み

(4)道路（10/23 12:00 時点）

- 高速道路
 - 被災による通行止め：なし
 - 雨量基準超過等による通行止め：なし
- 有料道路
 - 被災による通行止め：なし
 - 雨量基準超過等による通行止め：なし
- 直轄国道
 - 被災による通行止め：なし
 - 雨量基準超過等による通行止め：なし
- 補助国道
 - 被災等による通行止め：なし
- 都道府県道等
 - 被災等による通行止め：3県 4区間
 - 福島県 1区間
 - 茨城県 2区間
 - 千葉県 1区間

※この他、市町村道で以下の被災あり

- ・福島県いわき市の市道で橋梁の流失あり

(5)鉄道（10/23 12:00 時点）

<新幹線>

- 【運転を見合せている路線】：なし
- 【今後、運転を見合わせる予定の路線】：なし

令和5年台風第13号による大雨に関する河川・砂防の被害状況等について

令和5年9月13日 8:00 時点

※速報であり、数値等は今後変わることもある。 国土交通省 水管理・国土保全局

- 3県（福島県、茨城県、千葉県）で、県が管理する25水系39河川で氾濫が発生（詳細確認中）。
このうち、福島県管理の小高川水系前川では、堤防が決壊し農地が浸水（応急復旧中）。その他の河川の被害については内水被害を含めて調査中。
- 37ダムで洪水調節（事前放流を含む）を実施。うち7ダム（うち利水ダム7）で事前放流を実施。
- 3県（福島県、茨城県、千葉県）で、土砂災害が37件発生（負傷者2名、人家一部損壊6戸）。

<茨城県管理河川> (5水系6河川)

- 里根川水系里根川、関山川(北茨城市)
- 江戸上川水系江戸上川(北茨城市)
- 関根川水系関根川(高萩市)
- 東連津川水系東連津川(日立市)
- 宮田川水系宮田川(日立市)

<千葉県管理河川> (15水系22河川)

- 一宮川水系一宮川、豊田川、阿久川(茂原市)
- 村田川水系村田川(千葉市)、瀬又川(市原市)
- 三原川水系三原川(南房総市)、都川水系都川(千葉市)
- 養老川水系養老川(市原市・大多喜町)
- 栗山川水系栗山川(多古町)、借当川(匝瑳市)
- 南白亀川水系小中川(大網白里市)、赤目川(茂原市)
- 利根川水系高崎川、鹿島川(佐倉市)
- 木戸川水系木戸川(山武市)、作田川水系作田川(山武市)
- 洲貝川水系洲貝川(鴨川市)、菅呂川水系菅呂川(鴨川市)
- 二夕間川水系二夕間川、袋倉川(鴨川市)
- 神明川水系神明川(鴨川市)、大風沢川水系大風沢川(鴨川市)



市街地の浸水被害あり
※速報であり詳細調査中

③千葉県茂原市の浸水状況(詳細確認中)

○: 氾濫による浸水被害等が発生した河川

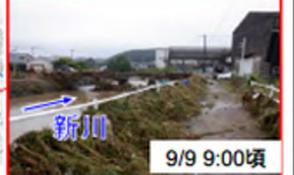
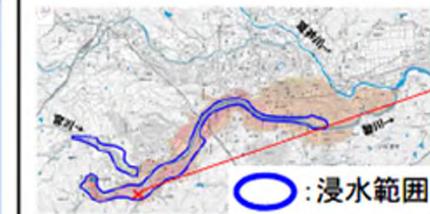


<福島県管理河川> (5水系11河川)

- 夏井川水系新川、宮川
- 常住川(いわき市)
- 鮫川水系鮫川、洪川、江畑川
- 天神川、山田川(いわき市)
- 蛭田川水系蛭田川(いわき市)
- 藤原川水系湯本川(いわき市)
- 小高川水系前川(南相馬市)



①前川の堤防決壊
(応急復旧中)



約1,000戸浸水被害あり
※速報であり詳細調査中

②夏井川水系新川・宮川の浸水状況(概ね浸水解消)

土砂災害(千葉県市原市月出)



令和5年台風第13号による主な道路の被害

(令和5年9月13日(水)8時00分時点)

【被害累計】

- 高速道路等：12路線63区間で通行止め(うち、被災により1路線12区間で通行止め)
- 直轄国道：2路線2区間で通行止め(うち、被災による通行止めなし)
- 補助国道：10路線16区間で通行止め
- 都道府県道等：3県 84区間で通行止め

【現状】

- 通行止めなし
- 通行止めなし
- 2路線2区間で通行止め
- 3県 9区間で通行止め

国道461号[9/9 17:00～通行止め]

たかはぎし あらかわ

茨城県高萩市安良川
土砂崩れ



被災状況

＜都道府県道の被災等による通行止め＞
福島県(1区間)、茨城県(5区間)、千葉県(3区間)

E6常磐道[9/8 18:28～ 9/11 22:00通行止め解除済]

ひたちちゅうおう ひたちきた
日立中央IC～日立北IC(下り線)

くらかげ
斜面崩落(鞍掛トンネル南坑口)



被災状況



復旧作業後

【孤立】茨城県日立市(9/10～継続中)

ひたちし

県道日立山方線[9/8 19:00～通行止め]

ひたち やまかた

茨城県日立市宮田町

土砂崩れ



被災状況

【孤立】千葉県大多喜町(9/10解消済)

おおたきまち

国道128号[9/8 7:30～通行止め]

かつらし おおさわ

千葉県勝浦市大沢
土砂流出



被災状況



- 凡例
- ⊗ 被災による通行止め
 - ⊙ 孤立箇所
 - (高速道路、直轄国道、補助国道、地方道)

台風13号に伴う鉄道の主な被害状況について

令和5年9月13日8:00時点

千葉県内における施設被災により、**2事業者2路線**で運転見合わせ中

小湊鉄道 小湊鉄道線(被災複数箇所)
運休(9/8~): 里見駅~上総中野駅間
・運休区間は代行バス運行

○鉄道・運輸機構 鉄道災害調査隊*による調査を実施予定(日程調整中)

いすみ鉄道 いすみ線(被災複数箇所)
運休(9/8~): 大多喜駅~上総中野駅間
・大原駅~大多喜駅間は、9/13より運転再開
・運休区間は代行バス運行

○9/14に鉄道・運輸機構 鉄道災害調査隊*による調査を実施予定



各写真は小湊鉄道 提供

各写真はいすみ鉄道 提供

— : 運休区間
— : 再開区間

✕ : 写真の被災箇所
✕ : 他の主な被災箇所

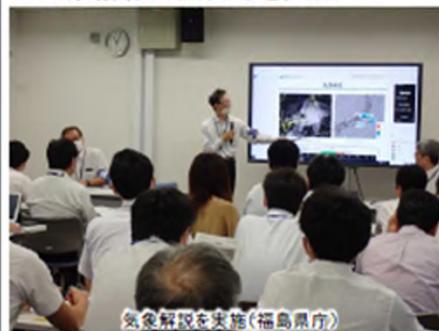
※鉄道・運輸機構が令和5年4月に創設。専門チームが無償で被災状況調査や技術的助言等を行い、被災した鉄軌道施設の早期復旧を支援。

令和5年台風第13号に対する国土交通省の対応

- 関東地方、東北地方で線状降水帯発生や記録的短時間大雨情報が発表されたことなどにより、速やかに**東北、関東、中部の103市町村とホットラインを構築**するとともに、迅速にTEC-FORCE等を派遣し、**気象解説(JETT)(9/6～9/11)、リエゾン(9/8～)、浸水排除(9/8～)、被災状況調査(9/9～)、路面清掃(9/10～)**等の自治体支援を実施している。
 - ・TEC-FORCE派遣人数 のべ172人・日
 - ・災害対策用機械等 のべ 60台・日
- 浸水被害に対し、**千葉県、茨城県、宮城県に排水ポンプ車を派遣し、浸水排除を実施**している。また、**千葉県、茨城県、福島県へ散水車、路面清掃車を派遣し、道路上に残った泥土の路面清掃を実施**している。
- 防災ヘリによる広域被災状況調査(9/9、9/12)**を実施し、映像等を自治体と共有した。
- 県道で発生した土砂崩れの現場調査に国土技術政策総合研究所、土木研究所の道路構造物専門職員を派遣(9/13)**

■リエゾン・JETTによる情報支援

○リエゾンによる支援ニーズの聞き取り、被災情報の提供・収集、JETTによる気象情報の提供等を実施



気象解説を実施(福島県庁)



リエゾンによる防災ヘリ映像の提供(千葉県庁)

■防災ヘリ、Car-SATによる広域被災状況調査

○上空や車上から広域の被災状況調査を行い、調査映像を自治体と共有



防災ヘリによる広域調査(千葉県市原市)



Car-SATによる広域調査(福島県いわき市)

■災害対策機械等による支援活動

○各地で発生した浸水の排除や道路上に残った泥土の路面清掃を実施



排水ポンプ車による排水活動(千葉県茂原市)
八千代一丁目交差点



排水ポンプ車による排水活動(千葉県茂原市)
川中島下水処理施設



排水ポンプ車による排水活動(千葉県茂原市)
御蔵芝橋



散水車による路面清掃活動(福島県いわき市)

② 常呂川・網走川連合総合水防演習の開催

オホーツク管内の常呂川・網走川流域における洪水などの災害に備え、広域的な防災関係機関との密接な連携と水防技術の向上、並びに水防意識の高揚を図ると共に、水防に対する地域住民の理解と協力を求めることを目的とし、消防団をはじめ陸上自衛隊、地域住民等の多様な参加のもと、常呂川の氾濫を想定した水防工法、救出・救護訓練等、実践的な演習を実施しました。

- 開催日時 令和6年6月1日（土） 9：30～11：30
- 実施場所 常呂川水系常呂川右岸（北海道北見市川東地先）
- 実施した演習 水防工法訓練、被災者等救助訓練、TEC-FORCE訓練、避難所開設訓練他

- 参加機関 28機関
- 参加者 和田国土交通事務次官、柿崎北海道開発局長、鈴木北海道知事、辻北見市長、常呂川・網走川流域の7市町長をはじめとする約250人（来賓及び一般見学者含む）

開会式

開会式では、半谷網走開発建設部長が開会宣言をし、和田国土交通事務次官、鈴木北海道知事にご挨拶をいただきました。



和田国土交通事務次官



半谷網走開発建設部長



鈴木北海道知事

実施した主な演習

■ 水防工法訓練



洗掘対策工法
（木流し工）



越水防止工法
（横土のう工）



漏水対策工法
（月の輪工）



法
漏水対策工法
（釜段工）

■ ホットライン



河川管理者から辻北見市長と平野美穂町長へ避難指示発令の助言

■ 関係機関・地域との連携による総合的な訓練



北見市と水防協力
団体の避難所開設



北見市民の
住宅浸水防止訓練



多目的支援車を活用
したTEC-FORCE訓練



網走建設業協会等
によるブロッグ投入工



北見消防と北海道警察緊急災害警備隊
による救助訓練



北見市赤十字奉仕団
による炊出訓練



自衛隊による炊出訓練



北見市赤十字奉仕団
による炊出訓練

閉会式

閉会式では、柿崎北海道開発局長
が講評を行い、松田北海道ホー
ツク総合振興局副局長が閉会宣言
を行いました。



柿崎北海道開発局長



松田北海道ホーツク
総合振興局副局長



村田北見消防団長



③ 水防活動の報告について



水防活動の「見える化」について(協力依頼)

- 水防団(消防団)の水防活動について、わかりやすく、タイムリーにPR・情報発信していくことが重要。
- 平成29年6月1日付け水防調整官事務連絡「水防活動の「見える化」について」により、水防活動を実施した場合には、都道府県や水防管理団体の水防計画に基づき、報告を依頼しているところ。
 - (参照)「水防計画作成の手引き」(都道府県版)第14章「水防報告等」14.2 水防報告
- 水害が発生し、水防活動を実施した場合には、速やかな報告をお願いしたい。
 - 特に、顕著な水防活動事例については、なるべく早期の報告をいただきたい。
 - 水防企画室から、報告を依頼する場合もあるので、協力をお願いしたい。
- 水防報告を本省で整理して、本省ホームページに掲載
 - (URL) <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/kisotishiki/index4.html>
- 全国水防管理団体連合会(全水管)にも情報提供し、全水管ホームページにも掲載
 - (URL) <http://zensuikan.jp/031katudou.html>

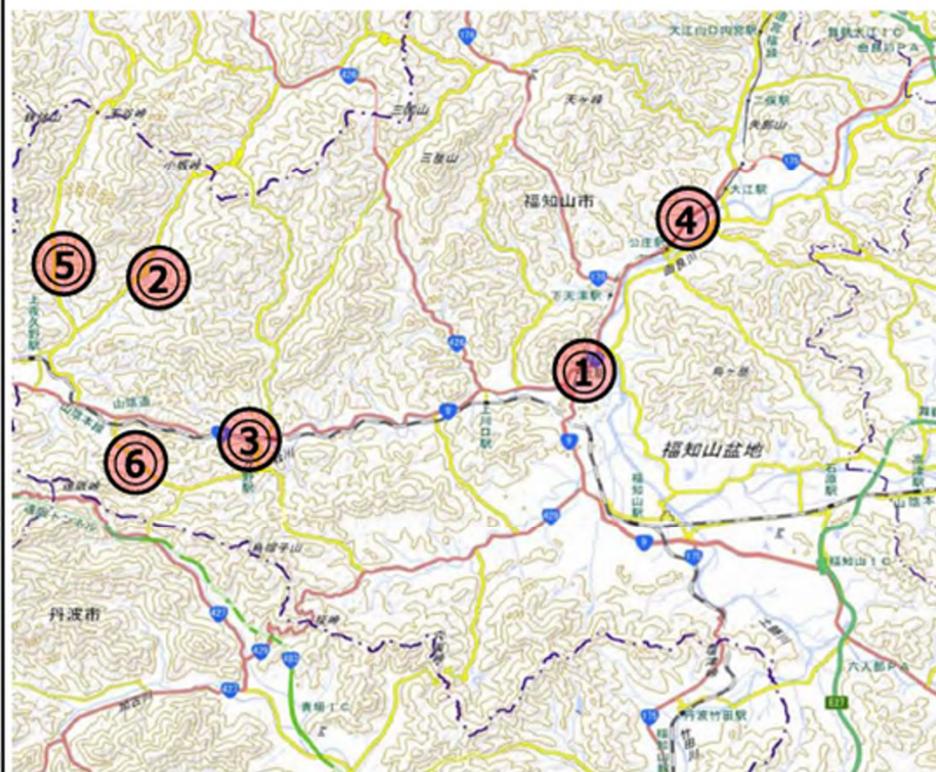
台風第7号における水防活動 (京都府福知山市消防団／令和5年8月15日)

○概要

- ・福知山市消防団は、台風第7号に際し、令和5年8月15日に延べ522名が出動した。
- ・市内では、市中部及び北部付近では記録的短時間大雨情報（中部付近110mm、北部付近110mm）、大江町地区及び旧福知山市域では土砂災害警戒情報が発表された。
- ・各地で水路からの越水、道路冠水、土砂崩れが発生する危険な状況の中、土のう積み、住民の避難誘導、安否確認、被害調査を行い、被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/15 約10時間30分	522名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み ・避難誘導 ・安否確認 ・被害調査

水防活動実施箇所



①勅使地区
住宅敷地への浸水を防ぐため土のうを設置



②夜久野町直見地区
道路法面の洗掘を防ぐため土のうを設置



③夜久野町額田地区
水路の越水を防ぐため土のうを設置



④大江町河守地区
住宅敷地へ山水の流入を防ぐため土のうを設置



⑤夜久野町板生地区
住宅敷地へ山水の流入を防ぐため土のうを設置



⑥夜久野町末地区
水路の越水による道路冠水を防ぐため土のうを設置

出典：国土地理院ウェブサイト
「地理院地図」をもとに福知山市が作成

参考資料

平成29年6月1日 事務連絡
 北海道開発局河川情報管理官
 各地方整備局水災害予報センター長
 沖縄総合事務局低潮線保全官 あて
 国土交通省水管理・国土保全局
 河川環境課水防企画室水防調整官

「水防活動の見える化」について

昨年度に今後の水防活動の活性化への取り組みとして、「水防活動の見える化」の徹底について、周知したところですが、

今年度も水防活動について、国民の水害への理解と協力得るために、「水防活動の見える化」が徹底されるよう、下記について対応いただくとともに、管内関係事務所及び都道府県へ周知願います。

また、水防管理団体には、都道府県を通じて周知いただくとともに、依頼方よろしく願います。

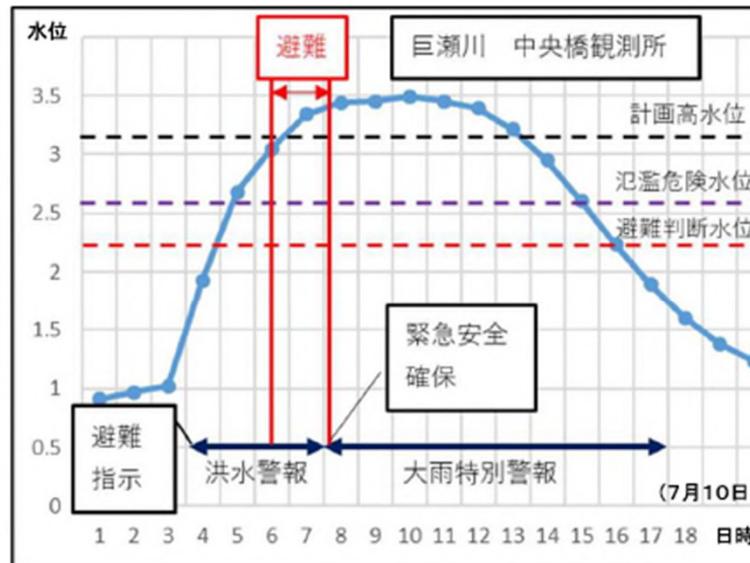
記

1. 水防管理者は、水防活動を実施した場合には、速やかに水防本部長（都道府県）に報告して下さい。
2. 水防本部長（都道府県）は、水防管理者から水防活動を実施した報告がされた場合には、速やかに地方整備局等に報告して下さい。
3. 地方整備局等は、水防本部長（都道府県）より地方整備局等（管内関係事務所を含む）に水防活動の報告がなされた場合には、本局（地整水センター等）でとりまとめの上、速やかに当室下記担当まで提出して下さい。
4. 水防報告は、水防計画に基づき、実施するとともに、報告にあたっては、「水防計画作成の手引き」資料14-2を使用するなど、PRしやすい体裁のものとして下さい。
 （関連資料として、「水防活動報告」、「水防活動の概要（様式）」を添付します。）
5. 水防報告の体制については予め確認し、別添様式（「H29_水防活動報告の連絡体制（新様式）」）に記入の上、6月16日（金）17時まで下記担当まで提出して下さい。なお、連絡体制は毎年更新を行います。
 （参考までに昨年度に作成していただきました連絡体制を添付します。）
6. 水防活動が実施された場合や報告を受けた場合には、ホームページへの掲載や広報誌掲載等による広報活動を実施して下さい。

**④ 要配慮者利用施設の避難確保計画の
促進について**

早めの避難により被害を免れた事例(福岡県久留米市 田主丸(ためしまる)中央病院)

- 令和5年7月10日の大雨により、福岡県久留米市にある田主丸中央病院では、明け方から病院内に水が流れ込み、1階部分が30cm程浸水したが、1階入居者約50人を2階に垂直避難させ、人的被害はなかった。
- 施設ではハザードマップを通して、河川氾濫など水害の危険性を認識していた。
- 水防法に基づく避難確保計画を作成しており、毎年避難訓練を実施するなど災害に対する備えの意識が高かった。



エレベーターにて患者約50人を2階へ避難。
全員避難させた後、停電によりエレベーターが停止。



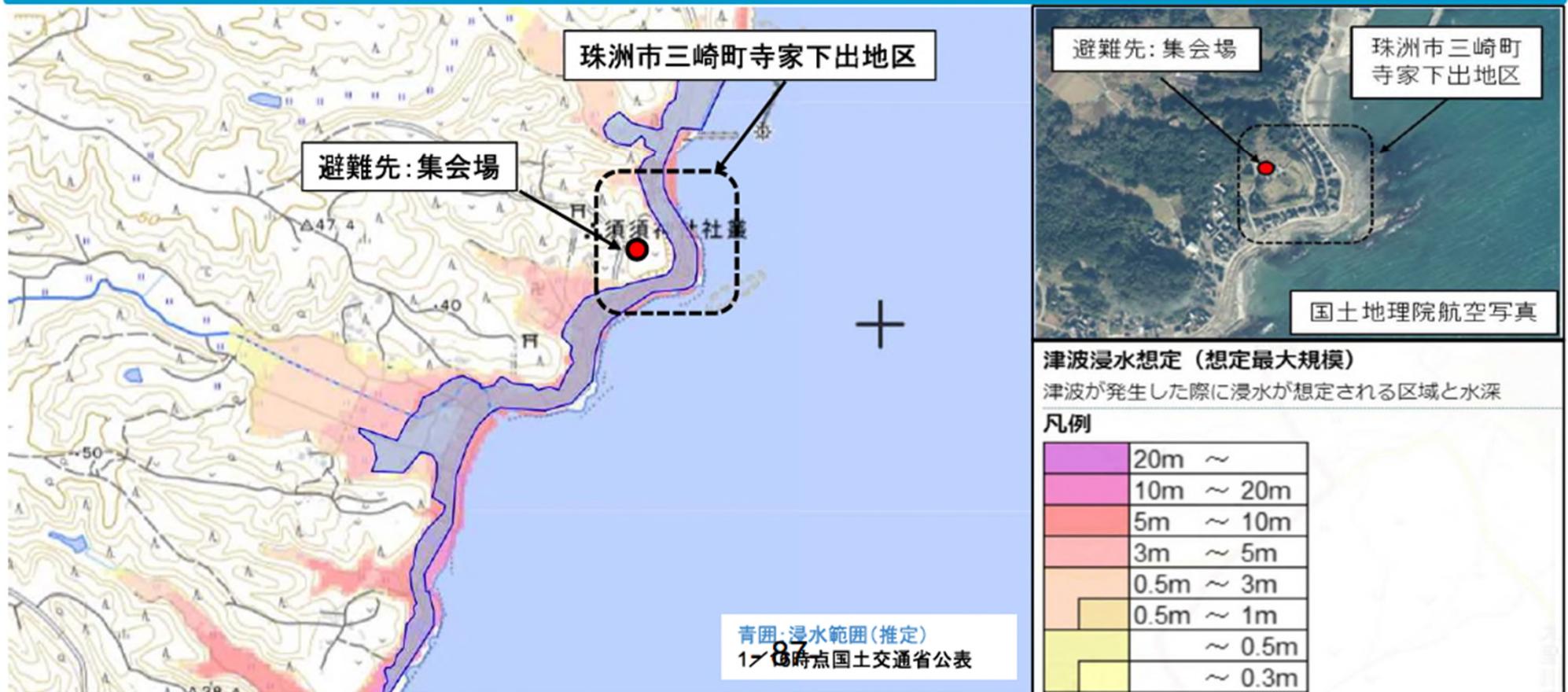
病院側のコメント
早期に垂直避難の開始に踏み切れたのは、普段からの訓練と雨雲レーダーなどからの迅速な状況判断によるところが大きい。

浸水によりエレベーターが止まった後では、今回の避難は完遂できなかつたろう。

能登半島地震で避難訓練が効果を発揮した事例（石川県珠洲市）

- 令和6年1月1日に発生した能登半島地震では石川県珠洲市等において津波浸水被害が発生。
- 珠洲市で浸水被害のあった範囲は、津波ハザードマップの**浸水想定区域内**。
- なお、報道によると、珠洲市三崎町寺家下出地区では、約40世帯90人ほどの住民（大半が高齢者）が、**近所同士で声を掛け合い5分以内に高台に避難**。東日本大地震以降、津波を想定した**避難訓練を年1, 2回続けていた**。住民は「**奇跡じゃなくて、訓練が生きた**」と振り返る。

※令和6年1月16日 時事通信社報道

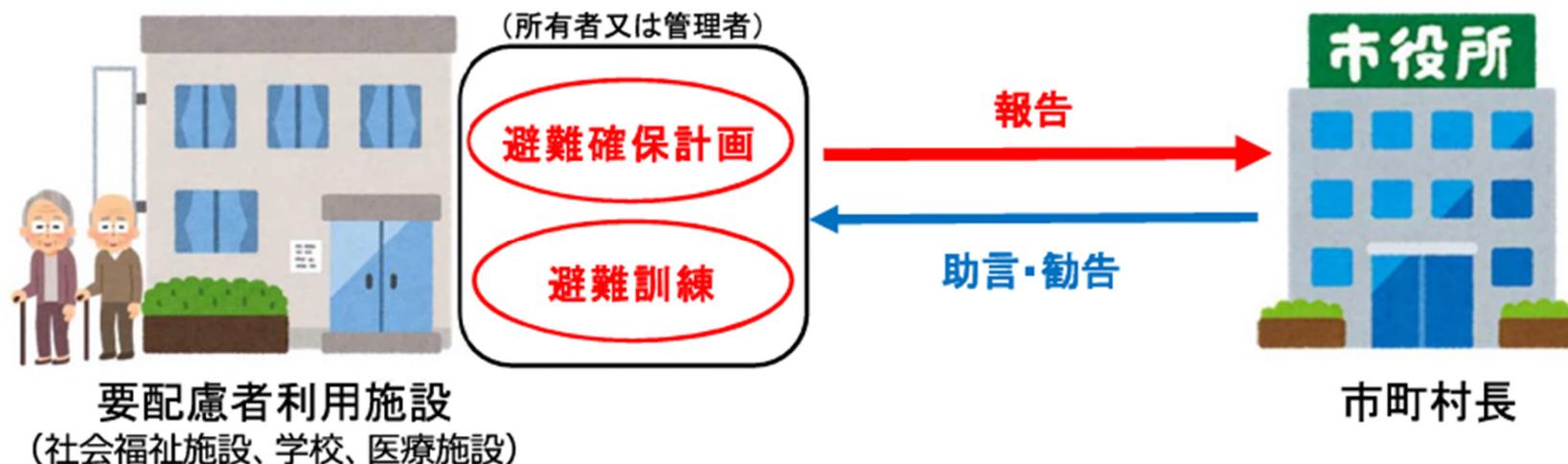


要配慮者利用施設における避難確保計画の作成と訓練の実施

【水防法、土砂災害防止法】

- 岩手県岩泉町の被災を受けて、平成29年に水防法と土砂災害防止法が改正され、市町村の地域防災計画に位置づけられた高齢者施設等の要配慮者利用施設は、**避難確保計画の作成と市町村への報告、避難訓練の実施**が義務づけられました。
- 熊本県球磨村の被災を受けて、令和3年に水防法と土砂災害防止法が改正され、**市町村への訓練結果の報告**が義務づけられ、避難確保計画や訓練結果の報告を受けた**市町村が管理者等に対して助言・勧告**する支援制度が創設されました。

【要配慮者利用施設の避難確保措置のイメージ】



※市町村地域防災計画に位置付けられたものに限る

赤字：義務

水防法等に基づく要配慮者利用施設における取組状況（令和5年3月31日時点）

＜水防法＞

市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設 : 121,556
 うち 避難確保計画を作成済み : 104,381

＜土砂災害防止法＞

市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設 : 22,165
 うち 避難確保計画を作成済み : 19,242

水防法関係

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定した洪水予報河川又は水位周知河川の浸水想定区域内に立地し、市町村防災会議等が作成する市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設が対象。

市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設の数	121,556
うち、避難確保計画を作成した施設の数	104,381
うち、計画に基づく避難訓練を実施した施設の数	48,035

土砂災害防止法関係

- 都道府県知事が指定した土砂災害警戒区域内に立地し、市町村防災会議等が作成する市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設が対象。

市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設の数	22,165
うち、避難確保計画を作成した施設の数	19,242
うち、計画に基づく避難訓練を実施した施設の数	10,176

「災害情報普及支援室」による技術的助言等の支援措置

国水政第30号
平成25年7月11日

各地方整備局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長 へ

国土交通省水管理・国土保全局長

水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部施行について

【中略】

(1) 地方整備局等における相談窓口

平成17年に洪水ハザードマップの普及支援のために全国の地方整備局等の河川関係事務所に設置した「災害情報普及支援室」において、今後、洪水ハザードマップの普及支援のみならず、事業所等に対する説明会の開催等による水防法改正内容の周知及び水災防止の重要性に係る広報・啓発活動の実施や、避難確保計画及び浸水防止計画の作成、自衛水防組織の設置、訓練の実施等の技術的助言等の支援措置を積極的に実施されたい。

■ 網走開発建設部 河川災害情報普及支援室

ページ内目次

▼ [河川災害情報普及支援室について](#) ▼ [お問い合わせ先](#)

河川災害情報普及支援室について

二 河川災害情報普及支援室の役割

水防計画を作成する自治体や自衛水防の取り組みを行う事業者等を積極的に支援し、地域の水防力の向上を図るため

1. 河川等のハザードマップの作成、洪水予報等の情報伝達に関する市町村への技術支援
2. 避難確保計画又は浸水防止計画の作成を行う施設の所有者又は管理者への技術支援
3. 水防連絡協議会の運営
4. その他、災害情報を普及するために必要な支援

を行います。

三 これからの取組

洪水ハザードマップの作成を支援します！
避難確保計画・浸水防止計画の作成を支援します！
水防災に関する訓練でお困りのときは御相談ください！

◎ 河川災害情報普及支援室からの関連情報の提供

- ▶ [洪水浸水想定区域図](#)
- ▶ [「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組](#)

◎ 河川災害情報普及支援室に関する問合せ先

網走開発建設部 治水課 河川情報担当 0152-44-6452

◎ リンク

- ▶ [北海道開発局 河川災害情報普及支援室へのリンク](#)（新規ウィンドウで開く）
- ▶ [国土交通省ハザードマップポータルサイトへのリンク](#)（新規ウィンドウで開く）
- ▶ [地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）へのリンク](#)
- ▶ [（川の水位情報）国土交通省 川の防災情報へのリンク](#)

① お問い合わせ先

網走開発建設部 治水課
電話番号 0152-44-6452

⑤ 水防協力団体の指定推進

地域に貢献する水防活動への企業等の参画

水防管理者（市町村長）は、水防団等が行う水防活動を支援・サポートする「水防協力団体」※を毎年募集しており、令和5年12月には国土交通省が募集の協力を行いました。その結果、13 企業・団体が、新たに水防協力団体に指定されました。

※水防協力団体制度は、地域の水災防止体制を保持するため、水防管理者（市町村長等）が水防法に基づき民間企業、NPO、自治会等を指定する制度。

【令和5年度に新たに指定された水防協力団体】

北海道(3) 西江建設(帯広市)、宮坂建設工業(帯広市)
アラソフトウェア(北見市)

関東(1) 久保田建設(群馬県千代田町)

北陸(1) エコロジーサイエンス(長岡市)

中部(1) バローホールディングス(多治見市)

近畿(5) 藤井組、ニュージェック、日本損害保険協会
(淀川左岸水防事務組合)

大塚ウエルネスベンディング、東京建設コンサルタント
(淀川左岸、淀川右岸、大和川右岸各水防事務組合)

四国(2) 技研製作所(高知市)、
四国クリエイト協会(高知市など14市町村)



水防協力団体
バロー
ホールディングス
多治見市長
国土交通省
庄内川河川
事務所長

水防協力団体認定書交付式(多治見市)



国土交通省
高知河川国道
事務所副所長
いの町長
水防協力団体
四国クリエイト協会
事務所副所長

水防協力団体認定書交付式(高知県いの町)

今後のスケジュール(案)

令和6年7月17日

第10回湧別川ほか・第10回渚滑川ほか減災対策協議会



書面
開催

令和7年 2~3月頃

第13回湧別川ほか・第14回渚滑川ほか減災対策協議会幹事会



ウェブ
開催

令和7年 4月頃下旬

第14回湧別川ほか・第15回渚滑川ほか減災対策協議会幹事会

※網走開発建設部管内一級河川水防連絡協議会幹事会に代わる会議となります



対面
開催

令和7年台風シーズン前に

第11回湧別川ほか・第11回渚滑川ほか減災対策協議会